

毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準体系図

毒物及び劇物取締法第 16 条の 2

毒物劇物又は施行令第 38 条に定める物が飛散、漏れ等した場合には、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。

法律

局長通知

○毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準
(その 1～その 9)

その 1: 昭和 52 年 2 月 14 日付薬発第 163 号

その 2: 昭和 56 年 3 月 31 日付薬発第 332 号

その 3: 昭和 60 年 4 月 5 日付薬発第 375 号

その 4: 昭和 62 年 9 月 12 日付薬発第 784 号

その 5: 平成 3 年 3 月 6 日付薬発第 257 号

その 6: 平成 4 年 12 月 7 日付薬発第 1190 号

その 7: 平成 6 年 3 月 14 日付薬発第 230 号

その 8: 平成 7 年 3 月 14 日付薬発第 248 号

その 9: 平成 8 年 3 月 15 日付薬発第 250 号

通知